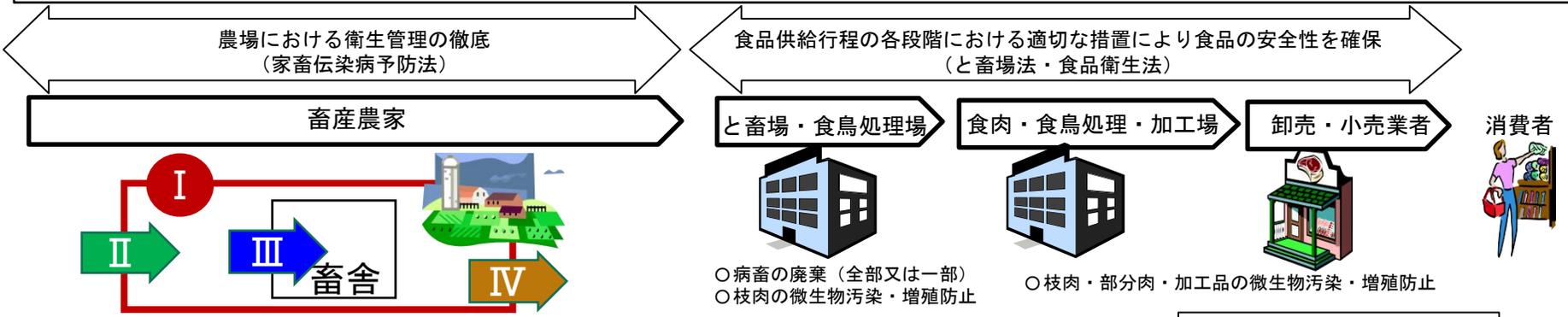


2. 1 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査等により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾病の発生を予防。

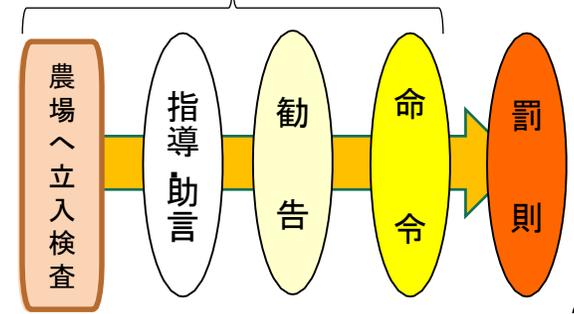


飼養衛生管理基準の内容 (抜粋)

- I 家畜防疫に関する基本的事項**
 - ・ 衛生管理区域の設定
⇒ 病原体の侵入とまん延の防止を重点的に実施
 - ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成
⇒ 関係者全員の取組水準を確保
 - ・ 獣医師等の健康管理指導
⇒ 適切・効果的・効率的な取組
- II 衛生管理区域への病原体の侵入防止**
 - ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
 - ・ 区域立入時の手指・車両の消毒
⇒ 病原体の低減
 - ・ 野生動物の侵入禁止
⇒ 区域内の飼料、機材等を介した伝播を防止
- III 衛生管理区域内における汚染拡大防止**
 - ・ 区域内の整理整頓、ねずみ駆除
⇒ 野生動物による畜舎内への病原体持込み防止
 - ・ 施設、器具、機材の洗浄・消毒
⇒ 病原体の低減
 - ・ 畜舎立入時の手指消毒、着替え
⇒ 病原体の持込み防止
- IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止**
 - ・ 区域外出時の手指・車両の消毒、
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
 - ・ 家畜の健康観察(出荷、移動等)
⇒ 病原体の拡散防止
 - ・ 家畜の健康観察(出荷、移動等)
⇒ 病原体の拡散防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み 都道府県による取組

家畜の所有者による
遵守状況の定期報告



命令に従わない場合は公表

※不遵守の場合、家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性

(参考) 飼養衛生管理基準遵守状況の定期報告書

様式（家畜伝染病予防法施行規則第21条の6関係）

定期報告書

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

農場名 : _____
 住所 : _____
 電子メール : _____
 (電話番号 : - -)
 (FAX : - -)

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	
家畜の所有者の住所	郵便番号 -
家畜の所有者の連絡先	電子Mail :
	携帯電話番号 :
	(電話番号 :)
	(FAX :)
飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 -
飼養衛生管理者の連絡先	電子Mail :
	携帯電話番号 :
	(電話番号 :)
	(FAX :)

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛 頭	育成牛 頭	子牛 頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛) 頭	肥育前期の牛 頭	育成牛 頭		子牛 頭
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛) 頭	肥育前期の牛 頭	育成牛 頭	子牛 頭	
	肉用繁殖牛	成牛(雄) 頭	成牛(雌) 頭	育成牛 頭	子牛 頭	

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

①衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。
 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。

はい いいえ

記入欄 (はいの場合)
 従業員用：専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他 ()
 来場者用：専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他 ()

②更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。

はい いいえ

記入欄 (はいの場合)
 保管方法：屋内 屋外 (専用保管箱) 屋外 (ブルーシート等で被覆)
 その他 ()
 更衣による交差汚染を防止する措置の内容：

③衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。

はい いいえ

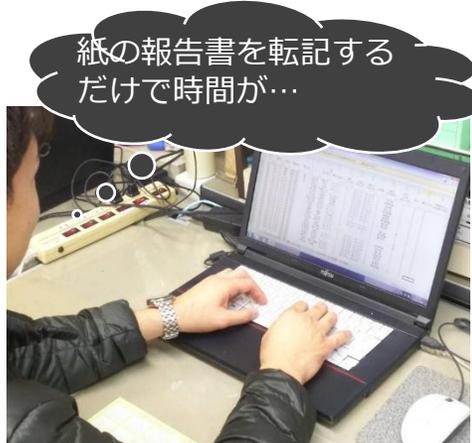
記入欄 (今後の改善方針)

家畜防疫員記入欄 (改善指導の内容、指導年月日)

2. 2 飼養衛生管理基準遵守状況の把握（作業内容）

【A県A家保（農場数：708農場）の一例】

※全国の家保数：168箇所



定期報告書の転記



1年分の定期報告書を保管している様子

転記の作業がまだ残っているから、指導に時間がかけれないなあ



立入検査の様子



立入検査結果の転記



1年分の立入検査台帳を保管している様子

個票の内容を再確認してから、集計シートで計算して、県庁に報告



各家保からの報告を集計して、国の報告様式に変換して、報告



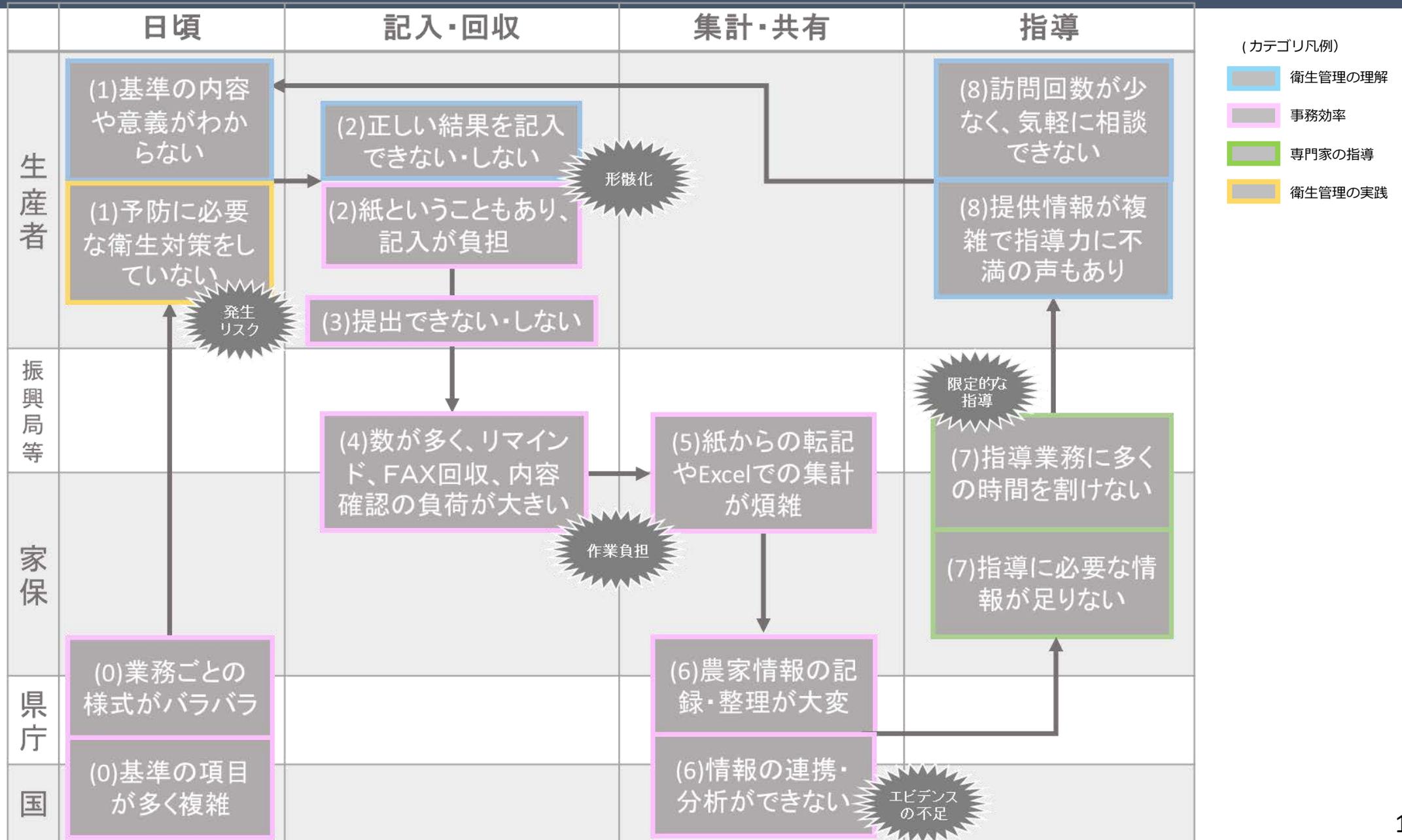
各県の報告をとりまとめて集計して、公表用に変換して、公表



また

またまた

2. 3 提起された課題（飼養衛生管理） ※関係者（計46者）へのヒアリング結果を基に作成



3. 1 飼養衛生管理の向上に向けたあるべき姿

疾病の発生が抑制されている

- 家畜損耗が少なく生産性が高い
- 低コストで健康な家畜を生産する



事務が効率的に行われている

- ・現地での携帯電話等による結果報告
- ・既存情報や画像判定の活用による省力化
- ・紙報告の電子化
- ・集計や共有を自動化

飼養衛生管理が向上されている

- ・頻回の自己点検と家保の指導
- ・エビデンスに基づく取組の最適化
- ・タイムリーな発生アラート
- ・動物用医薬品の適正かつ慎重使用
- ・残留事故への効果的・効率的な対応



専門家によるきめ細やかな指導が実施されている

- ・効率化で生まれた時間で指導
- ・隙間時間を使った遠隔指導
- ・投薬・と畜情報を含む情報分析で得られたエビデンスの活用

生産者が取り組むべき内容を理解している

- ・チャットでタイムリーな相談
- ・業績発表や不遵守事例など参考情報へのアクセス向上
- ・衛生的立ち位置や投薬情報の見える化

※[]はあるべき姿の実現に必要と考える施策の例

3. 2 飼養衛生管理の向上に向けたあるべき姿（業務分野別）

制度面を含めて各業務の見直しを行い、最適化された業務をワークさせるために情報システムを活用する。

R5年度に
開発着手



業務分野	目指す姿
① 飼養衛生管理関連業務	・ 飼養衛生管理基準が遵守され、疾病が抑制されている
② 病性鑑定関連業務	・ 病性鑑定が迅速に実施され拡大が抑制される ・ 損耗原因に基づいた対策が実施されている
③ 予防的ワクチン関連業務	・ ワクチンの効果的な使用で、飼養衛生管理の水準が向上する

R6年度
以降に
開発着手
予定



業務分野	目指す姿
④ 防疫措置関連業務	・ 防疫措置が迅速に実施され、疾病のまん延が抑制されている
⑤ 投薬関連業務	・ 動物用医薬品の適正使用が推進され、獣医療の効果や農場の生産性を向上させながら疾病（耐性菌含む）の発生が制御されている
⑥ と畜検査・食鳥検査関連業務	・ 「安全な畜産物の安定供給」のため、と畜・食鳥検査結果が、適時に関係者に還元され、農場管理や指導等に活用されている ・ 検査業務等も効率化され、情報還元の協力が得られている



疾病の発生が抑制されている



3. 3 飼養衛生管理の課題への対応方策

【目指す姿】

- ・ 飼養衛生管理基準が遵守され、疾病が抑制されている

提起された課題

※関係者へのヒアリング結果を基に作成

対応方策（○：業務、■：システム）

事務量の負担大

- ・ 報告先により様式が異なり転記や集計しなおしが発生している
- ・ 郵送など紙様式による負荷
- ・ 情報の引き出し（検索）に時間がかかっている

事務の効率化

- 定期報告等の様式を全国で統一（項目の見直し）
- 報告の代理入力対応

- 報告手続のオンライン化
- データの標準化
- 自動集計機能
- オフライン、音声入力機能

衛生管理指導に対する要望

- ・ 地域や農家の特性にあった飼養衛生管理のノウハウが不足
- ・ 業務量負荷や慢性的な人手不足で指導や指導力向上の時間がない
- ・ 生産者が気軽に相談できる体制・雰囲気がない

エビデンスに基づく指導・自己点検環境の整備・効果的な分析の提供

- 農家台帳に基づく指導
 - ・ 農場の基本的な情報
 - ・ 農家ごとの指導や検査の履歴
- 指導に利用できるコンテンツ整備と共有
 - ・ 優良農家や改善が認められた事例
 - ・ 衛生対策の費用対効果や、労働負担が低減する取組の事例
- 検査結果のタイムリーな還元
- 民間獣医師の管理指導業務への誘導

- 農場台帳作成
- チャット機能
- 画像・動画送信機能
- ナレッジのDB化、検索表示
- 飼養衛生管理達成状況表示
- 成績・効果等分析機能
 - ・ 病性鑑定と飼養衛生管理の相関データ解析
 - ・ 同規模の農家間の傾向分析

情報連携・エビデンスの不足

- ・ 客観的な記録がなく事実に基づいた判断がされない
- ・ 過去データ・広域データの分析がされていない
- ・ 地域内、国内での事例が共有されない

基準に合ったカスタマイズが困難

- ・ 達成基準がわかりにくい
- ・ 地域や農家の特性にあった工夫の余地がない？と思われる？

衛生管理に取り組む意義が不明確

- ・ 生産性向上との関連を知らない
- ・ 家畜伝染病発生時は家畜の価値に見合う金額を補填

- モニタリング対象疾病の最適化（システム導入・業務効率化後）